

# 配偶者間介護と家族ダイナミックス

——介護者の語りをとおして——

春日井 典子

Caring for spouses and family dynamics :  
a report based on interviews with caregivers

KASUGAI Noriko

**Abstract :** Recently a new approach has emerged for developing the field of eldercare by the family, which is a Caring Lifestyle Approach as a kind of Family Lifestyle Approach. Because of the individualization of the family, individuals could have personal preferences about their caring for elders in their family, and construct a Caring Lifestyle by negotiating among family members while looking after the care-receiver.

Nevertheless the validity of this approach can be questioned through investigation of the care of spouses, because most husbands and wives feel primary obligation or duty to care for their dependent partner. The purpose of this article is to examine why lifestylization in caring for spouses does not progress.

Through interviews with caregivers, I found two issues about family dynamics in caring for spouses, (1) exclusivity of the marital relations system, and (2) ambivalence in marital relations. I present an interpretation which suggests that these depend on the Modern Conjugal Family Norm composed of Conjugal Love and the fixed Principle of Gender-role.

**Key Words :** eldercare, family dynamics, caring lifestyle

**要約 :** 近年、家族による高齢者介護を捉える新たなアプローチが登場してきている。それは「家族ライフスタイル・アプローチ」の一つ、すなわち「介護ライフスタイル・アプローチ」である。家族の個人化により、個々人は家族における高齢者介護についての個人的選好をもち、家族メンバー間での交渉をとおして、また要介護者への配慮をしながら、「介護ライフスタイル」を構築する。

しかし、配偶者間介護を研究する際には、このアプローチは妥当性の点で疑問視されている。なぜなら、いまだほとんどの夫あるいは妻が配偶者の介護について第一の義務を担っていると感じているからである。本稿の目的は、なぜ配偶者間介護においてライフスタイル化が進行しないのかを明らかにすることにある。

事例研究における介護者の語りから、配偶者間介護に携わる家族ダイナミックスについての二つの問題点、すなわち (1) 夫婦関係システムの閉鎖性と (2) 夫婦関係における情緒的相克性が見出された。そしてそれらは、「夫婦愛原理」および固定的な「性別分業原理」からなる近代的な夫婦家族規範に基づいているという解釈を示した。

**キーワード :** 高齢者介護, 家族ダイナミックス, 介護ライフスタイル

## 1. はじめに

超高齢化社会への道を驀進しているわが国において、2000年4月介護保険制度が導入されたこともあり、高齢者介護にたいする関心は研究者のみならず一般の人々においても高まっている。このような趨勢の中で、介護に対する人々の選好に目を向けると、介護の担い手として最も期待している相手は、男女とも「配偶者」であるという（例えば、2001年「国民生活選好度調査」によると、「配偶者」が66%と3分の2を占めている：内閣府、2002：36-38）。しかし、有配偶男性の8割強が妻によって看取られているのに対し、有配偶女性の半数弱しか夫が主たる介護者になっていないという現実がある（（財）日本女性学習財団、2002：28）。

家族介護がジェンダーの視点から取り上げられるのは、家族の中で介護者として位置づけられてきたのは女性であり、中高年期に親や配偶者の親の介護に携わるのみならず、平均寿命の男女差、夫婦の年齢差からして、高齢期においても女性は夫の介護者としての重責を担わされているからである。そして「女性と介護」についての問題視角のなかでも、従来は直系家族制のなごりとしての「嫁による介護」に焦点が当てられることが常であった。しかし夫婦家族制規範の浸透とともに、今日女性を介護に縛り付けている第一の規範は、「嫁として舅や姑の介護をするべき」というものではなく、「夫婦は一心同体」「夫の世話を妻がするのが当然」といった近代家族のもつ「夫婦愛原理」「性別分業原理」に基づく規範である。たとえ子ども家族と合居<sup>2</sup>していても、高齢者夫婦と子ども家族は別々の単位として認識される傾向がある。そして高齢者夫婦のどちらか一方が要介護状態に陥った場合、まず第一責任は配偶者に帰せられることは、法律の定めるところでもある<sup>3</sup>。

つまり現代の配偶者間介護は、「配偶者扶養原理」という制度次元での拘束力を有しているばかりか、「結婚して独立した子どもは自らの生殖家族での生活を第一に考えるべき」という「核家族の自律性原理」によって集団の次元での孤立化を余儀なくされており、個人の次元においても「夫婦愛原理」によってがんじがらめにされている。このように現代の高齢者介護において、配偶者間介護こそが最も規範拘束的な介護類型であるということが出来る。

他方、子ども世代にとっての老親介護は、今や「家

族ライフスタイル」の一つとして、「介護ライフスタイル」として認識される兆しが生まれつつある（春日井、1999）。老親介護においては制度面での強制力はもはや強くなく、老親とその子ども（特に既婚子）は境界の明確な一つの家族集団に属する存在というよりも、より包括的な親族ネットワークや地域社会のなかに位置付けられ、個人の主体的選択性のもとに、多様な「介護ライフスタイル」が模索されている。

今日、自らの心身も衰えつつある高齢者が、極めて過酷な労働である介護にかかわるとする「老老介護」は、高齢者夫婦のみ世帯の増加傾向に裏打ちされて、高齢者介護をめぐる重大なトピックスの一つとなってきた。本稿では、今後主要な介護類型となると予測されている配偶者間介護が、なぜこのように規範拘束的であるのか、老親介護のように介護のライフスタイル化が進行しないのかという問題意識に立っている。これは戦前に生まれ親世代とのかかわりにおいては直系家族制規範を引きずり、子世代との関係においては夫婦家族制規範に先導された、家族規範過渡期のサンドイッチ世代の問題であるのか、それとも近代家族における夫婦関係それ自体がもつ特質のゆえなのかを、介護をめぐる高齢者夫婦の力動的な関係調整過程を描き出すことで検討することとしたい。

## 2. 分析の方法

本稿では、家族システム論を援用して、高齢期の夫婦に展開するダイナミックスを検討するにあたり、1998年2月～3月に阪神地区でおこなった介護家族へのインタビュー調査<sup>4</sup>の事例のうち、夫婦の一方が要介護状態にあり（一例は過去にあった）他方が存命である家族の事例を用いた。

家族システムは互いに相互作用している下位システムからなっているとされる（カンターとレアー（野々山訳）、1975：58）。ここでは、(1) 介護者個人のシステム (2) 夫婦関係システム (3) 介護をめぐる家族・親族システムという下位システムに、(4) 外部システム（介護サービス、医療、情報などを提供する地域社会・友人ネットワークなど）を加えた4システムを検討する。そして各システムおよび各システム間の関係は、「空間」「時間」「コミットメント」および「感情」「勢力」「意味」という6次元<sup>5</sup>において検討される。

ここでの「空間」とは、単なる介護の場をさすにとどまらず、システム間の閉鎖性－開放性を捉える指標

となる。すなわち要介護者と介護者からなる夫婦関係、家族関係、親族ネットワーク、近隣・友人ネットワークおよびより広範なサポートネットワークにおける境界性が問題となる。

第2の「時間」の次元では、要介護者の介護・健康歴、職業歴、また要介護者と介護者の夫婦関係歴、介護関与者のライフステージや子育て歴・職業歴と介護との調整が検討される。

第3の「コミットメント」という本稿で新たに引き上げる分析概念については、詳細な説明を加えておきたい。「コミットメント」とは、家族ダイナミックスにおけるエネルギーの指標である。家族メンバーや家族集団にたいする心情的かかわりおよび契約的かかわりをさすのみならず、抽象的な思想や観念（例えば母性イデオロギーや性別分業意識など）に対しても発達するものである。

そこで「コミットメント」を次のように類型化した。A「関係性コミットメント」とは、家族メンバーとの結びつきを保持することで得られるエネルギーであり、特定の家族メンバーに対してのみならず、家族集団（といっても主観的な家族）に対しても発達させる。

B「役割コミットメント」とは、家族内役割（妻・夫・父・母など）および家族外役割（世帯主・主婦など）への同一化から得られるエネルギーをさす。また本稿では、介護役割へかかわりから、「介護者役割コミットメント」も射程にいれている。

C「契約コミットメント」とは、3類型の中で最も合理的に説明できるエネルギーであり、互酬性の原理により得られるエネルギーである。ただし、財産相続にかかわる権利義務関係に基づくものから、「昔受けた恩に報いる」といった主観的・心情的エネルギーまで広範なものを含む。

第4の「感情」の次元は、家族ダイナミックスにおける結合と分離を指し示す指標であり、愛情―憎悪、尊敬―軽蔑、喜び―悲しみといった家族メンバーおよび家族行動（ここでは介護行為）に対して抱く肯定的―否定的感情を扱う次元である。

第5の「勢力」の次元は、家族メンバー間の選好が実際にどのように競合し、交渉され、合意にいたるのか、あるいは合意に至らず決裂するのかわ、彼らの勢力関係から観察する次元である。本稿では、以前の夫婦の勢力関係から、一方が他方に圧倒的に依存するようになる、介護者―要介護者関係に変化した場合の、依存と独立の適切なバランスを維持しようとするメカ

ニズムを分析する。

第6の「意味」の次元は、家族行動、家族関係についての家族メンバーそれぞれの意味づけにかかわる次元である。ここでは介護の方向づけについて家族メンバー間で統一された感覚を共有するにいたっているのか、あるいは個別的な意味づけが行なわれているのか、また介護をとおして家族メンバー間の関係の再構築が行なわれるのか、また介護が肯定的に意味づけられることにより介護者が「介護者アイデンティティ」を獲得するに至るのかが分析される。

### 3. 分析結果：配偶者間介護における 家族ダイナミックスの6次元

事例分析から得られた考察結果を次元ごとにまとめると次のようになる。

第一の「空間」次元は、配偶者間介護における家族ダイナミックスの分析において注目すべき次元であった。配偶者間介護の第一の特徴として、介護が夫婦というダイアド関係において閉鎖的に行われる傾向があり、特に「妻による夫の介護」においてその傾向が顕著に認められた。この「夫婦関係システムの閉鎖性」のゆえに家族・親族システムおよび外部システムへの開放性が低くなっているのだが、他方の「夫による妻の介護」においては、両システムに対する開放性が相対的に高い傾向が示唆された。

第二の「時間」次元については、長期にわたる夫婦歴の最終段階での「介護というライフイベント」（春日井、1998）は、どの夫婦にとっても調整にかなりの時間を要することが示された。配偶者間介護は一般的には規範拘束的な介護類型ではあるが、介護歴が10年近くに及ぶ事例では、夫婦双方の合意に基づく「介護ライフスタイル」に到達している場合もあった。

第三の「コミットメント」の次元は、第四の「感情」次元と深くかかわっていた。すなわち、夫婦はもとより「契約コミットメント」において相互扶養の権利義務を有しており、「役割コミットメント」に重きをおいた夫婦関係を築いてきた夫婦は、一方の身体的・人格的損傷に対してある程度の感情的距離をもって対処できるのだが、「関係性コミットメント」を重視してきた夫婦においては、配偶者との関係性が自らのアイデンティティの一部となっているがゆえに、介護者は配偶者である要介護者および介護行為にたいして深刻な「情緒的相克性」を経験することになっていた。

第五の「勢力」の次元も「感情」の次元と強く結びついていた。夫婦家族制において理想とされる「平等的」関係を築いてきた夫婦ほど、介護者は要介護者となった配偶者に対する「情緒的相克性」に苦悩し、介護者→要介護者としての夫婦関係の再構築が困難となっていた。一方、もともと「家父長的」「夫優位」といった不平等な勢力関係にあった夫婦の場合、勢力の逆転あるいは極端な不平等関係に陥ることで夫婦双方の否定的感情が噴出する危険性が示された。

第六の「意味」の次元は夫婦あるいは家族・親族が共同的な「介護ライフスタイル」を築き上げるにおいて極めて重要な次元である。しかし、配偶者間介護においては、長い夫婦歴をとおして持続して抱いてきたイメージが最終段階において壊されることとなり、新たな夫婦関係の「意味づけ」が求められることから、どの夫婦にとっても過酷な試練を要する作業となっていた。

以上の分析結果から、配偶者間介護においてライフスタイル化が進行しないのは、「夫婦関係システムの閉鎖性」および「配偶者間介護における情緒的相克性」に起因しているという解釈を行った。以下の節において、この二つの問題点を事例をもとに説明する。

#### 4. 夫婦関係システムの閉鎖性

夫婦は通常同居していることから、配偶者間介護は住み慣れた自宅で行なわれることが多い。またわが国では高齢者の半数が子どもあるいは子ども家族と共に住んでいることから(内閣府, 2001: 27)、同居あるいは合居の子ども家族からの支援を期待する意識が根強くある。住み慣れた家で配偶者に介護され、子ども家族からも支援を受けての介護は、援助資源に恵まれたケースだと一般には解釈されている。

ところが実際には、今日の高齢者の多くは「夫婦家族制規範」の一つである「核家族の自律性規範」を内在化しており、たとえ子世代と居を共にしていても、「子ども家族には面倒をかけられない」「子どもたちには子どもたちの生活がある」として、高齢者夫婦が家族・親族内で孤立している場合も少なくない。特に「妻による夫の介護」は、そこに「夫の世話は妻がするのが当然」という「性別分業原理」が加わって、夫婦関係システムに介護が閉鎖的に封じ込められる傾向がある。一方「夫による妻の介護」は、反対に他の家族メンバーや親族の支援を受け易く、親族による援助資源が乏しい場合には、友人・近隣によるインフォー

マルな援助ネットワークが育まれる場合や、外部からの社会的サービスの導入がスムーズにおこなわれる場合が多い。

#### (事例1) 上野さん夫婦<sup>a</sup>

上野かなさんは84歳の女性で、83歳の夫芳蔵さんと長男夫婦(ともに54歳)と二世帯住宅で生活している。5年前より脳梗塞の後遺症として痴呆が進行しており、排泄、衣服の着脱、入浴などの介助が必要な状態である。かなさんの介護は極めて理想的な親族ネットワーク型介護の典型である。食事の用意と排泄介助は基本的には長男の妻が担当しているが、日常的には夫が見守り、気づけば排泄介助も行なっている。長男の妻が長年続けている週3日の非常勤勤務時には、近くに住むかなさんの長女が食事の用意をして訪問し、洗濯もしている。また県内に住む次女や市内に住む三女もしょっちゅう訪問してくる。デイサービスも週に3回利用している。

かなさんの介護の場合、なぜ傍目には羨ましいほどの介護態勢が整っているのだろうか。確かに恵まれた経済力により、きょうだい気兼ねなく出入りできる二世帯住宅という住環境があり、しかも複数の女性親族が近隣に居住しているという、申し分のない資源を有している。しかし面接調査の過程で、かなさんの介護にかかわる子どもたちの間に、上野さん夫婦に対する共通の「意味づけ」が介護を契機にして生まれることが伺いしれた。「父は若いころ、今のように母の面倒をみるタイプではなかったんです。でも今では父は、母が少しでも長く寝込まないでそばで暮してくれるだけでいいと口に出して言うんです。」と長男の妻は語った。「散々母に苦勞をかけてきた父が、介護が必要となった母を優しく世話をしてくれている」という、子どもたちによる「父母の夫婦関係の再構築」が、彼らが協同的な「介護ライフスタイル」を築く基盤となっているのである。

介護には「労働としてのケア」すなわち「ケア・フォー」と「愛情としてのケア」すなわち「ケア・アバウト」という二つの側面があるといわれている(笹谷, 2000: 11-12)。前者は食事、排泄、入浴など要介護者の身の回りの世話をすることであるが、後者は直接手を下さずとも要介護者を元気づけ、励まし、配慮するといった情緒面でのケアをさす。理想的な介護とはこの二つの側面が組み合わさったものとされている。

夫が妻の介護を直接担当するに際して、障害となるのは「介護は女性が行なうものだ」といった性別分業意識ではなく、これまでの固定的役割分業の結果培われてこなかった夫のケア能力、家事遂行能力の欠如である。だからこそ為すべのない夫に代わって、回りの家族・親族メンバーあるいは友人たちが手を差し伸べることになる。つまり「ケア・アバウト」はできるのだが「ケア・フォー」ができないのである。夫たちは妻の介護を忌避しているわけではない。その証拠に、かえて夫である介護者の方が、「夫婦だもの当然のこと」「夫婦の責任、義務」として、強い「夫婦一体規範」から妻に対する介護の動機を語っているという（笹谷、1999）。

そこで次に上野さん夫婦同様、極めて恵まれた家族・親族資源を有している林さん夫婦の事例をみることで、「夫による妻の介護」と「妻による夫の介護」の比較を試みよう。

#### （事例2）林さん夫婦

林松蔵さん（87歳）はかつて大企業の経理の職についていたなかなかの資産家で、妻千代さん（82歳）、次女（56歳）と婿養子（58歳）と同居している。敷地続きには長女一家も住んでいる。4年前に脳梗塞で倒れて左半身不随となった。当初は凶暴で、大声を出したり、物を投げたり、妻をたたいたりして大変だったという。排泄介助など日常的な身の回りの世話はすべて千代さんが担当しており、同居している次女には昼と夜の食事の用意と千代さんの肌着の洗濯だけ頼んでいるという。

介護者である千代さんは松蔵さんが週2回デイケアを受けているとき以外は、ほとんど一日中8畳和室の夫婦の部屋で夫に付き添っている。食事もこの部屋で夫婦二人でとる。千代さんは「私は翼のとれた鳥みたいですよ。どこへも出かけられず、この辺でバタバタしているしかない。」と語る。気難しい松蔵さんを疎ましがって他の家族は滅多にこの部屋にやっこないという。「夫は明治の人やから暴君で、すぐに怒るし、ちっとも思いやってくれないので腹のたつこともあります。」千代さんはこの部屋の隅で読書をしたり、習字をしたりして、黙って耐えて、心を落ち着かせているという。

千代さんにとって夫の介護は、妻として当然すべき義務であり、彼女の生活をギリギリまで拘束しているにもかかわらず、仕方の無いこととして受け入れられていた。また「明治生まれの暴君」というイメージ

は、持続して妻や家族たちに共有されていた。

林さん夫婦の場合、同居の次女夫婦、隣居の長女と手助けを頼める親族がそばにいるが、千代さんではできるだけ迷惑をかけないように気を使うという。「居候扱いされることもあります。震災後立て直した家は若い人名義ですけど、土地は私らのものなのに、おかしなこと言うなと思うこともありますけど、言うたら喧嘩になるから。これから世話になるばかりやから、若い人の気持ちを損なわないようにしています。」震災を受けてもびくともしなかった檜の大黒柱をもつ築100年以上の屋敷を壊したことは、林さん夫婦にとっては「象徴財産の喪失」（池田、1997：169）による親子の勢力関係の逆転を意味していた。千代さんは夫の介護をほとんど一手に引き受けているだけでなく、子ども家族への「ケア・アバウト」にも携わるといって、過酷な二重労働に追い込まれていた。

#### （事例3）東郷さん夫婦

子ども家族への過度な「ケア・アバウト」までする必要がないことを考えれば、子ども家族とは独立して居を構えたいうえで、援助を受ける方が心理的負担は軽いかもしれない。2年ほど前からアルツハイマー性痴呆が進行している東郷一郎さん（83歳）の介護をしている妻松子さん（74歳）は、結婚以来「夫唱婦随」をとおしてきた賢夫人で、見るからに上品で快活な奥様だ。近年開発された都市型コミュニティの高層マンションの一室で、週1回のデイケアを利用しながら、夫の日常の世話を一人で行なっている。県内に住んでいる二人の息子のどちらかが、毎週土曜日か日曜日に訪ねてきて、髭をそったりお風呂に入れたり、買い物やドライブに連れ出してくれたりしている。「（子育て期にある）お嫁さんには向こうの生活があるんで、こちらからは頼めません。」と言うように、息子には仕事の負担にならない程度の援助を頼めるが、息子の妻たちや孫にまで迷惑をかけたくないという。デイサービスを利用するようになるまでは、息子たちが来てくれるのが土日なので官公庁・銀行などへ用事で出かれなくて困っていたという。

一方「夫による妻の介護」は、たとえ家族・親族資源に恵まれていないとしても、非血縁の援助ネットワークを形成する可能性があり、社会的サービス利用への垣根も高くない。同じく高齢者ふたり世帯であった岡田さん夫婦と山崎さん夫婦の事例を比較してみよう。

**(事例 4) 岡田さん夫婦**

震災により自宅を失った岡田弥生さん(当時 70 歳)は夫隆さん(当時 73 歳)とともに移り住んだ仮設住宅で転倒し、頸椎骨折で病院に入院し、まったくの寝たきりで全面介助が必要な状態になった。震災直後で病院での配食サービスがなく、県内に住む次男一家も被災しており、隆さんも仮設住宅から病院までの通い介護は容易ではなく、まったく困り果てた状態に陥ったという。当時、被災者同士のボランティア活動が盛んに行なわれていたこともあり、弥生さんの昔の部下の知人が中心となり、岡田さん夫妻の友人ネットワークに加えて、岡田さん夫妻にとっては見ず知らずの人びとから編成された、「非血縁の援助ネットワーク」が組織化されたという。食事の全面介助が必要な弥生さんが 45 度ほど起き上がるようになるまでの約 3 ヶ月間、月曜の朝食から日曜の夕食まで、誰が食事を用意して介助するかといったローテーションが組まれて介護が行なわれたという。

**(事例 5) 山崎さん夫婦**

子どものない山崎定吉・カツさん夫婦(夫 90 歳、妻 74 歳)には、近くに住む親族もなく、また下町で比較的近所づきあいの盛んな地域に住んでいるのだが、親しかった隣人も震災で亡くなったり、転居した人が多いということで、親族・近隣からの援助を得られる環境にはない。もと職業軍人の定吉さんは恰幅のいい体格であるが、脳梗塞により 9 年前から歩行が困難となり、現在では寝返りも自力でできなく、痴呆症状も進んできている。聴力も弱っており、補聴器を使っても他人とは意思疎通できないが、カツさんは夫の目を見たり、態度から夫の意思をほとんど理解できているという。小柄なカツさんも喘息の持病があり、傍から見て到底妻一人では介護できない状態にある。市の福祉課の職員から何度も特別養護老人ホームへの入所を薦められているが、山崎さん夫婦二人の強い意思で、社会的介護サービスを導入しながらなんとか、自宅で介護が続けられている。面接を行なった配偶者間介護事例のなかで、夫婦双方の「主体的選択性」が明確に示され、介護者と要介護者の共同選択による「夫婦による介護ライフスタイル」が、10 年近い介護歴をとおして形成されたことが確認できた唯一の事例であった。

ところで、外部システムからの資源の導入なくしては成り立たない山崎さん夫婦のケースでさえも、介護者である妻のカツさんが、妻役割と競合する外部サー

ビスにたいして、例えば「訪問看護婦さんの世話なんて、私の足元にも及ばない。この人の世話は私にしかできない。」と辛らつな否定的評価を下している点は注意を要するところであった。

既存研究でも指摘されているように、「夫の世話をすることが妻としての夫への愛情の証だ」と信じてきた高齢女性にとって、外部からの介護サービスの導入は「妻アイデンティティ」を脅かすものと意識され、拒否される傾向がある(春日, 1994)。その結果「妻による夫の介護」は家族外システムを排除した介護になる傾向がある。また、援助を期待できる家族・親族資源を有していても、「子ども中心主義」を内在化した世代の「妻による夫の介護」は、家族・親族システムのなかで孤立する傾向がある。こうしたことから、今後主要な介護類型となると予測されている「妻による夫の介護」は、固定的な性別分業を再生産し、また介護の社会化の流れに竿をさす類型であることに注意する必要がある。

一方「夫による妻の介護」は美談として取り上げられ、夫のケア能力・家事遂行能力の欠如から家族・親族および外部からの援助がスムーズに導入される。その結果、介護態勢は開放的なものとなり、介護の社会化も促進される。男性介護者はまだ少数であるがゆえに、その存在自体が介護をめぐるジェンダー規範を揺り動かす可能性があるかと期待されている(笹谷, 1999)。

しかし配偶者間介護において介護者の役についているのは大多数が女性である。彼女たちは、中年期には残存する「イエ的直系制原理」に基づいて嫁として舅・姑を介護し、高齢期には「夫婦愛原理」「性別分業原理」に基づいて夫を介護し、将来の自らの介護は子ども世代には期待していない。家族意識の過渡期に生きてきた彼女たちの立場の理不尽さを痛感せざるを得ない。

**5. 配偶者間介護における情緒的相克性**

「夫による妻の介護」であれ、「妻による夫の介護」であれ、配偶者が要介護者の第一の責任主体であることは明確であり、その責任から逃れることは難しい。配偶者の介護は長年にわたる夫婦関係の軌跡の最終段階に起こるライフイベントであるがゆえに、累積するコミットメントから生じる責任の重さは並大抵のものではない(Finch & Mason, 1993)。この配偶者を介護

することへの重圧を、介護者が要介護者や介護行為に対して感じる両面感情すなわち「情緒的相克性」のなかに見出すことができる。なかでも配偶者に対する「関係性コミットメント」が緊密である人ほど、つまり「夫婦は一心同体」意識を抱いている人ほど、配偶者の身体的・精神的衰弱の現実を見据えることが辛く、彼ら夫婦が築き上げてきた持続するイメージを打ち壊すことへの抵抗を示す。配偶者との関係性が自らのアイデンティティの一部となっているがゆえに、介護者と要介護者という新たな関係性を構築することが難しい。

配偶者間介護においては、「労働としてのケア」（ケア・フォー）だけでなく「愛情としてのケア」（ケア・アバウト）がことのほか強調され理想化される傾向がある。ところが、長期にわたり関係性を育んできた夫婦の一方が痴呆症のような人格的損傷をこうむった場合、介護者が「ケア・アバウト」を行なうためには「感情規則が命じている感情を心から感じるよう努力する」という「感情ワーク」（山田，1997：70-90）に携わらなければならない。これまで長年にわたり配偶者に対し親密で友愛に満ちた感情を抱いてきた人にとって、配偶者の人格的損傷は過去のイメージを壊し、配偶者である要介護者に対する嫌悪、忌避感、恐れといった否定的感情が呼び起こされてしまう。近代の夫婦家族規範にもとづく感情規則において、配偶者に対して親密感、愛情、信頼感など肯定的感情を抱くべきだという規範を内在化させていなければいられないほど、感じているものと感じなければならないもの間のギャップが極めて大きくなり、その結果「感情ワーク」すなわち感情規則が命じている感情を感じるように努力することが過酷に要請される。

そこで次にこうした介護者の抱く情緒的相克性を事例をもとに検討してみよう。

#### （事例4）岡田さん夫婦

先に紹介した、「非血縁の援助ネットワーク」の形成により急場の介護態勢を乗り切った岡田さん夫婦の場合、その後妻の弥生さんは病院から老人保健施設へと4回の転院をくり返し、それに伴い彼女の痴呆症状、身体的障害度が進行した結果、わずか2年足らずの介護期間を経て彼女は亡くなった。隆さんに面接を行なったのは、妻の死後一年近くたったのことであったが、彼はいまだ介護者としての苦悩のどん底にいた。彼は当時の介護の重圧を「妻の生殺与奪の権を私が握っている感からくる不安と恐れと苦痛に苛まれて

いた」と綴り、「（病院や老人保健施設では）完全介護といって、私が十分に看護してやらなかったのが今の私の大きな悔いです」と語った。妻に対して緊密な「関係性コミットメント」を抱いていることから、衰えていく妻をケアする責任を一身に感じながら、変わり果てていく妻と対峙することができず、実際には「ケア・フォー」どころか「ケア・アバウト」さえもできなかったという無力感に打ちひしがれていた。

弥生さんは定年まで幼稚園の園長を歴任し、退職後は児童館の館長まで務めた仕事と家庭とを両立させたキャリア・ウーマンであった。貿易商社を経営していたという隆さんは、弥生さんが倒れるまでまったく家事に携わったことがなかったという。彼女はフルタイムの仕事を続けながら二人の子どもを育て、しかも結婚当初から同居していた夫の両親を最後まで看取っていた。隆さんにとって妻は、終生聡明で働き者である理想的な妻のはずであった。妻が自分よりも先に介護が必要な状態になる、ましてや痴呆症状を呈するようになるということは、震災による自宅崩壊と前後して彼を襲った全く予期せぬ出来事であった。震災は家族の人生史を含みこんだ家を奪っただけなく、「家族間で育まれた自我の神話」を揺るがしたと指摘される（池田，1997）。子どもたちが生まれ育った自宅が崩壊し、家族・親族結合の中心的存在でもあった弥生さんを失ったことは、残された隆さんにとっては家族の象徴的な崩壊を意味しているように受け取られていた。

#### （事例6）松下さん夫婦

岡田さん夫婦の場合と同様、いわゆる「夫婦愛」を育んできた夫婦における配偶者間介護の悲惨さを教えてくれたのは松下さんの妻節子さんである。かつて商社の管理職についていた松下修さん（調査時72歳）は震災の一年程前脳梗塞で倒れ、右半身麻痺となり介護が必要な身となった。妻の節子さん（調査時65歳）は10年程前から透析を受ける腎臓病患者であり、震災後一人娘（調査時30歳）は両親の世話のためにフルタイムの仕事をやめざるを得なくなった。不幸なことは重なり、被災の際の傷がもとで節さんは片足を膝下10センチ程切断し車椅子生活となってしまう。一人娘も介護ストレスから卵巣がよじれて手術をするまで追い込まれた。節さんは「娘にはこれ以上面倒をかけられない。あの子にはあの子の人生があるから」と決意し、現在では娘を近くのマンションに独立させて、アルバイトの仕事をしながら自立した生活を営ませている。娘は一日おきに両親の様子をみに訪れ

るが、日常的な家事は週2回来訪するホームヘルパーに買い物と洗濯の援助を受けながら、料理や夫の身の回りの世話などは節子さんが車椅子を使用して行っている。また彼女の学生時代の友人たちが来訪して、ちょっとした用事（例えば銀行への代行など）を引き受けている。

なにより節子さんは介護責任は妻である自分にあるという意識が強く、彼女の卓越した管理能力によって介護態勢が運営されている。その節子さんができないと涙ながらに訴えるのは、自らの身体的障害をかかえての「労働としてのケア」の大変さではなく、「夫と思うと辛いから、思わないでおこうと決意するんですが、やっぱり夫は夫であり辛いんです。」と語るように、尊敬し信頼し愛してきた夫に対して「愛情としてのケア」を行なえない自分に対する苛立たしさ、罪悪感である。配偶者との「関係性コミットメント」を重視し、親密で対等な関係性を築く努力を積み重ねてきた夫婦ほど、その配偶者間介護における「感情ワーク」の負担が大きいというのはなんと皮肉なことだろう。

しかし今現在配偶者間介護に携わっている世代においては、岡田さん夫婦や松下さん夫婦のように、親密で対等な「関係性コミットメント」に基づいた夫婦関係を築いてきた夫婦が多数派であるとはいえない。日本の家族関係の特徴として、夫婦関係より親子関係とくに母子関係の親密性が指摘されるように、とくに妻たちは夫に対して同様、他の家族成員、娘、息子、きょうだいなどに対しても緊密な「関係性コミットメント」を抱いている。しかも、夫との関係においては、「関係性コミットメント」よりも「(妻)役割コミットメント」をとおして結びついている場合も多い。

### (事例2) 林さん夫婦

先に紹介した林さん夫婦の場合、妻の千代さんは「明治生まれの暴君」である夫に対してよりも、どちらかというと子どもたちに対して両面感情を抱いていた。その千代さんに介護をするようになってからの夫婦関係の変化を尋ねた。「以前と全然変わらないです。夫婦生活は倒れてからなので助かったという気持ちです。」と答えたのが、松下さんの妻の節子さんとは対照的であった。彼女の夫に対する「関係性コミットメント」は「暴君にかしづく従順な妻」という形で持続しているものの、「夫の介護は妻がするのが当然」という「妻役割コミットメント」に重きをおいて介護が行われているようだった。専門家が「介護者役

割コミットメント」から介護に携わるように、千代さんも「妻役割コミットメント」をとおして、要介護者である夫との間に感情次元での一定の距離を保ちながら介護に当たることで、介護による情緒的消耗を幾分軽減することになっていた。

### (事例3) 東郷さん夫婦

林さん夫婦の勢力関係が「家父長的」関係だとすると、事例3の東郷さん夫婦は「夫優位」の勢力関係を築いてきた夫婦だといえよう。「夫唱婦隨の妻」であった東郷松子さんは、「夫を看取った後、自分のしたいことをしたいと思う。」と将来の抱負を語っている。これまで夫の仕事を内助として手伝い、趣味も夫に合わせて（好きでもないゴルフも無理にしていた）、何でも夫に従ってきたという。「自分の好き勝手をした人でした。家を買ったり、住居を移動したり、いつでも決定権は主人にありました。」と松子さんは語る。介護は身体的にも精神的にも過酷な労働だが、それをやり遂げることでこれまでがんじがらめに縛りつけられてきた妻役割から開放されるという希望が、松子さんには残されているようだった。

現在では松子さんの方が指図することが多いので、一郎さんは「えらそうに言う」と言って怒ることも多く、また一郎さんは自分の失敗を認めたくないという意識が強いため、失禁時の着替えなどで抵抗するのが困るという。機嫌が悪いときは手が出るので、松子さんの皮膚は紫色になっているところがあるという。介護において夫婦の勢力関係が逆転したとき、こうした一種のドメスティック・バイオレンスあるいは虐待が引き起こる可能性があることを留意しておく必要があるだろう。

配偶者間介護における「感情」次元での調整の難しさは、夫婦のそれまでの勢力関係にも関連しているようだ。介護者と要介護者という関係はもともと、両者の個人的選好を調整して対等な関係性を築き上げることが難しい関係である。ともすれば介護者—優位、要介護者—劣位という不平等な勢力関係に陥る危険性がある。特にこれまでの夫婦歴において平等的な勢力関係を築きあげてきた夫婦にとっては、介護者と要介護者としての夫と妻が、依存と独立のバランスをめぐって力動的な関係調整を行なう必要が生じる。ところが松下さん夫婦の事例のように、要介護者となった配偶者の一方が自らの選好を主張できない状況の場合、介護者となった他方は情緒的相克性に苦しみながら、相



手の選好に配慮した新たな夫婦関係の構築を一人で模索しなければならない（春日井・片岡，2001）。一方「家父長的」あるいは「夫優位」「妻優位」といった不平等な勢力関係にあった夫婦においては、勢力の逆転あるいは極端に不平等な関係に陥ることで生じる否定的感情によって「介護忌避」「虐待」「家庭内暴力」といった問題行動が引き起こることもあろう。

現在配偶者間介護に携わっている世代においては、たてまえでは夫婦間の平等を掲げていたとしても、いわゆる「家父長的」あるいは「夫優位」の勢力関係を築いてきた夫婦が多いかもしれない。夫婦歴において互いの選好を交渉をとおして調整しあい、「夫婦ライフスタイル」を形成してきた夫婦は少数派であるといえるだろう。しかしどのようなパターンの夫婦関係を築いてきたとしても、これまで持続してきた夫婦のイメージが壊された時、夫婦はともに、介護者としても要介護者としても、極めて深刻な心理的ダメージをこうむる。これまで「夫婦愛原理」に基づく背後仮説のもとに、配偶者間介護を理想化してきた研究姿勢を問い直す必要があるだろう。

## 6. おわりに

本稿では、介護が夫婦関係に及ぼす影響を、事例調査における介護者の語りをもとにして検討してきた。「空間」「時間」「コミットメント」「感情」「勢力」「意味」という6次元から介護夫婦に展開するダイナミックスを観察することで、現代の配偶者間介護の問題点を浮き彫りにしたといえよう。

ここで取り上げた、介護をめぐる「夫婦関係システムの閉鎖性」および夫婦間の「情緒的相克性」といった問題は、「夫婦関係は最も親密で排他的な関係であり、夫婦は健やかなときも病めるときも愛し助け合う」という「夫婦愛原理」や、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という固定的な「性別分業原理」からなる近代的な夫婦観に基づいている。しかし、そもそもこうした原理に基づく夫婦制家族とは、子育て期の家族に適合的な家族のあり方であり、「核家族の自律性原理」のような高齢者を家族から排除する原理を併せもっていた。それゆえ高齢期を迎えた夫婦が、近代的な家族規範を持ち続けて長寿社会に生きること自体に無理があるのかもしれない。今や高齢期は子育て期の後の付け足しのライフステージではなく、人生終盤のライフステージとして確固たる地位を獲得している。人生80年時代において、新たな高齢期夫婦のあ

り方を模索することが期待される。

そうしたなか、夫婦関係の共同性を維持したかたちでの夫婦の個別化、すなわち夫婦であっても「私は私」という志向が出現していることが指摘されている（磯田，2000）。この夫婦における「私は私」という志向とは、夫と妻それぞれの個人的選好の尊重を意味しており、決して夫婦関係の崩壊を意味していない。そこでは夫婦の絶え間ない交渉と駆け引きの努力のもとに「夫婦ライフスタイル」が共同選択されることが促されるという任意制家族<sup>7)</sup>が生成する（野々山，1999）。この任意制家族における夫婦関係においては、夫婦の共同性と個別性を共存させるために、適度な距離をおいた「関係性コミットメント」が夫婦間に求められるようになるだろう。ギデンズのいう「互いに取り決めた自己投入」により形成される「純粋な関係性」とは、必ずしも「緊密な一体化した関係性」とは限らないことに注意すべきであろう（Giddens, 松尾・松川訳，1995）。

適度に距離をおいた夫婦間の「関係性コミットメント」は、夫婦関係システムの開放性を促進し、排他的夫婦関係の特徴としての「情緒的相克性」が生起する危険性を減じる。それゆえ近い将来における、任意制家族における配偶者間介護は、夫婦二人の選好を尊重した「高齢期夫婦ライフスタイル」としての「介護ライフスタイル」というよりも、介護にかかわる人びとを巻きこんだ、より包括的で開放的な「介護ライフスタイル」が形成されることが期待されることになる。

## 注

- 1) 介護にかかわるものの介護の選択基準として、規範的原則基準である「イエスの直系制原理」「老親扶養原理」「配偶者扶養原理」「核家族の自律性原理」「性別分業原理」、任意的原則基準である「介護者の意思」「要介護者の意思」、共感基準である「夫婦愛原理」「親子・きょうだい愛原理」「コンボイ原理」「相性原理」、有用基準である「資源交換原理」「専門能力原理」「社会的評価原理」を設定している（春日井，1999：87-88）。
- 2) 従来家族社会学では「別居」および「同居」という分類が踏襲されてきたが、これは一人の既婚者と同居することを原則とする「直系家族制規範」を前提とした用語であり、専門用語としては、むしろより中立的な「定居」および「合居」という分類が適切であると主張されている（野々山，2001：63-64）。本稿では、同居規範によって居を共にしていると解釈した場合に「同居」と分類している。
- 3) わが国の現行の法律で規定されている老親扶養とは経済的な扶養に限定されており、配偶者と未成熟子に対する「生活保持の義務」（自分と同等の生活保障の義

務)にたいして、老親に対してはそれより責任の軽い「生活扶助の義務」しか規定されていない(民法730条)(袖井, 1999: 161)。したがって、高齢者の身の回りの世話といったサービス給付である介護の義務は、法律上は配偶者に課せられているにすぎない。

- 4) 調査対象は、K市H区にあるA病院のデイケアを利用する介護家族と、同市同区にある高齢者介護に関する情報提供サービスをおこなっているボランティア組織Bセンター紹介の23家族である。要介護者の心身の障害程度にばらつきがあるが、対象要介護者全員が痴呆症状を呈していた。地域的特性として、ほとんどの事例で震災により何らかの影響を受けていた。調査方法は聞き取り面接調査で、聞き取りに要した時間は1ケースにつき約1時間半。回答者は介護の担当者および副担当者合計25人である。
- 5) カンターとレアーによる家族システム論においては、家族ダイナミクスを分析する際、接近次元として「空間」「時間」ならびに「エネルギー」、目標次元として「感情」「勢力」「意味」という次元を設定しているが(Kantor and Lehr, 1975: 82-134)、本研究では、ダイナミクスにおける個人の主体性を強調するために、「エネルギー」を「コミットメント」へと名称を変更した。またそれぞれの次元についての解釈は、カンターとレアーのそれとは異なる独自のものである。
- 6) 事例に登場する人びとの名前はすべて仮名である。
- 7) わが国の戦前から高度成長期にかけての家族変動は、直系家族制から夫婦家族制へという図式で説明されてきたが、さらに現代では家族の形態にしる構造にしる機能にしる、家族ライフスタイルとして家族成員たちによって任意に選択される「任意制家族」の生成が開始されていると論じられている(野々山, 1999: 176-184)。

#### 引用文献

- Finch, J. & Mason, J., 1993, *Negotiating Family Responsibilities*, Tavistock/Routledge.
- Giddens, A., 松尾精文・松川昭子訳, 1995, 『親密性の変容—近代社会におけるセクシュアリティ, 愛情, エロティシズム』,
- 池田啓子, 1997, 「老いの危機管理—生きられた経験としての阪神大震災—」, 岩波講座 現代社会学『成熟と老いの社会学』, 岩波書店, 161-178.
- 磯田朋子, 2000, 「私事化・個別化の中の夫婦関係」, 善積京子編, 『結婚とパートナー関係—問い直される夫婦—』, ミネルヴァ書房, 147-167.
- Kantor, D. and W. Lehr, 1975, *Inside the Family: Toward a Theory of Family Process*, Jossey-Bass. 野々山久也訳, 1988, 『家族の内側』, 垣内出版.
- 春日キスヨ, 1994, シリーズ生きる『家族の条件—豊かさの中の孤独—』, 岩波書店.
- 春日井典子, 1998, 「ライフコースにおける高齢者介護」, 『社会学・社会福祉学フォーラム』, 第8号, 神戸女学院大学大学院文学研究科社会学専攻院生会, 1-16.
- 春日井典子, 1999, 「家族ライフスタイルと高齢者介護」, 『研究年報』, 第4巻, 兵庫県長寿社会研究機構, 105-116.
- 春日井典子・片岡佳美, 2001, 「家族ライフスタイル論的アプローチ」, 野々山久也・清水浩昭編, 『家族社会学の分析視角—社会的アプローチの応用と課題—』, ミネルヴァ書房, 303-323.
- 内閣府, 2002, 『国民生活白書(平成13年度)』.
- (財)日本女性学習財団, 2002, 『図説 女性と高齢社会—あなたのライフプランニングのために』.
- 野々山久也, 1999, 「現代家族の変動過程と家族ライフスタイルの多様化—任意制家族の生成に向かって」, 目黒依子・渡辺秀樹編, 講座社会学2『家族』, 東京大学出版会, 153-190.
- 野々山久也, 2001, 「家族ライフスタイルの重層化に関する仮説構築—NFR 98 データの分析をとおして—」, 『甲南大学紀要文学編』, 117: 62-83.
- 笹谷春美, 1999, 「家族ケアリングをめぐるジェンダー関係—夫婦間ケアリングを中心として—」, 講座社会学14『ジェンダー』, 東京大学出版会, 213-248.
- 笹谷春美, 2000, 『家族ケアリングの構造分析—家族変動論の視点から—』, 平成9・10年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書.
- 袖井孝子, 1999, 「高齢者ケアと家族—ケアはなぜ女性の役割なのか—」, 『変動する家族—子ども・ジェンダー・高齢者—』, 建帛社.
- 山田昌弘, 1997, 「感情による社会的コントロール—感情という権力—」, 岡原・山田・安川・石川, 『感情の社会学—エモーション・コンシャスな時代—』, 世界思想社, 70-90.